

第 5 号様式（第 7 条関係）

鈴鹿市学校給食停止・再開届

令和 4 年 月 日

（宛先）鈴鹿市教育長

学校給食の（停止・再開）について、鈴鹿市学校給食費等に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-----------------------|----------|-------|
| 届出者 (学校給食 費負担者) | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 電話番号 | |
| 対象の 児童，生徒 又は幼児 | 氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 学校・幼稚園名 | 玉垣小学校 |
| 停止開始日 | 令和 年 月 日 | |
| 停止理由 | | |
| 再開日 | 年 月 日 | |

※この届は、在籍している学校を経由して提出してください。

| 学校記入欄 | | | |
|-----------|------------|-------------|--------------------|
| 学校 受付日 | 学校 受付者印 | 食材キャ ンセル | 教育 総務課へフ ァクス |
| 年 月 日 | | 未・済 | 未・済 |

< 注意点 >

- ・ 給食停止届を提出後、翌日から起算して4日目（休日を除く）から給食費の減額対象になり、3月の給食費で清算します。

| 曜日 | 13日 (火) | 14日 (水) | 15日 (木) | 16日 (金) | 17日 (土) | 18日 (日) | 19日 (月) | 20日 (火) |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|------------|------------|------------|-------------------|------------|
| 例1 | 停止届 提出 欠席 | 1日目 欠席 | 2日目 欠席 | 3日目 欠席 | | | 4日目 減額対象 欠席 | 登校 |
| 例2 | 欠席 | 停止届 提出 欠席 | 1日目 欠席 | 2日目 欠席 | | | 3日目 欠席 | 登校 |
| 例3 | 欠席 | 欠席 | 停止届 提出 欠席 | 1日目 欠席 | | | 2日目 欠席 | 3日目 欠席 |

例1) 13日～19日の7日間欠席で、13日に停止届を提出の場合
→1日分が減額対象。

例2) 13日～19日の7日間欠席で、14日に提出届を提出の場合
→減額なし。

例3) 13日に2日間（13・14日）欠席連絡。
その後、14日に20日まで延期になり15日に停止届を提出
した場合 →減額なし。

- ・ 給食停止・再開届は、同様の内容が記載されたメールでも、届の提出とし受付とします。 メールアドレス tamagaki-e@city.suzuka.lg.jp
ただし、送信後、確認のため電話連絡をお願いします。
- ・ 基本、電話のみの連絡（口頭連絡）では受付を行いません。
- ・ 給食の再開日が未定の場合は、空白で結構ですが、決まり次第、給食再開届（同じ様式）の提出が必要になります。